（案）

福岡市立 福岡 100 プラザ

（東・博多・中央・南・城南・早良・西）

管理運営業務の仕様書

資料集

令和７年５月

福岡市

資 料 目 次

プラザ資料番号	資　料　名
プラザ資料１	シニア教室習う人募集チラシ 令和７年度シニア教室　実施要項
プラザ資料２	令和７年度高齢者創作講座、高齢者健康いきいき教室　実施要項
プラザ資料３	業務委託契約一覧表（令和６年度）
プラザ資料４	清掃作業内容
プラザ資料５	行政財産目的外使用許可一覧表（令和６年度）
プラザ資料６	光熱水費の支払状況（令和５～６年度）
プラザ資料７	西部清掃工場運動施設内駐車場および場内道路管理規定
プラザ資料８	プラザ利用状況一覧（令和４年度～令和６年度）
別冊プラザ資料	法令関係　（別冊資料） 福岡市立老人福祉センター条例 福岡市立老人福祉センター条例施行規則 福岡市立障がい者フレンドホーム条例 福岡市立障がい者フレンドホーム条例施行規則 福岡市広告事業実施要綱 福岡市広告事業実施要領
別冊プラザ資料	施設図面　（別冊資料）

資料１

福岡 100 プラザ各種教室の受講生募集！

福岡100 何歳でもチャレンジできる未来のまちへ

福岡 100 プラザでは、令和 7 年度「シニア教室」、「高齢者創作講座」及び「健康いきいき教室」の受講生を募集します。文化系のものから運動系のものまで種類豊富です。この機会に、新しい趣味や学びにチャレンジしてみませんか？

概　　要

- 募集教室　：○シニア教室（これまでの知識や経験、技術を活かし高齢者が教える教室）
  体操、ダンス、ヨガ、手芸、クラフト、カラオケ、外国語、囲碁・将棋など様々な教室があります。
  ○高齢者創作講座（専門講師から学べる講座）　博多人形、手芸、園芸など
  ○高齢者健康いきいき教室（カラオケ機器を用いた体操プログラム教室）
  ※実施する園、教室内容は中面の一覧をご覧ください。
- 申し込める人：市内にお住まいの原則 60 歳以上の方（令和 8 年 3 月末までに 60 歳になる方を含む）
- 受　講　料　：無料（一部の教室は材料費等負担あり）

申込方法

●メール、電話または FAX で各福岡 100 プラザへお問い合わせください

住所・氏名・年齢・電話番号と教室名を各福岡 100 プラザへお伝えください。

東・中央・城南・早良は来館でも受け付けます。博多・南・西は改修工事により休館しているため、申込受付はメール、電話または FAX のみです。休館中は代替場所で各教室を実施します。

福岡 100 プラザ東　：香住ケ丘１丁目（TEL) 671-2213　(FAX) 671-2214
(メールアドレス) toukouen@mocha.ocn.ne.jp

福岡 100 プラザ博多：千代１丁目（TEL) 641-0903（FAX) 641-0907
(メールアドレス) choseien-qa@magokorokai.jp

福岡 100 プラザ中央：長浜１丁目（TEL) 771-7677　(FAX) 716-0046
(メールアドレス) maizuruen@magokorokai.jp

福岡 100 プラザ南　：若久６丁目（TEL) 511-7255　(FAX) 511-7558
(メールアドレス) wakahisaen@lime.ocn.ne.jp

福岡 100 プラザ城南：南片江２丁目（TEL･FAX) 861-1123
(メールアドレス) jyurakuen@c-fukushin.or.jp

福岡 100 プラザ早良：重留７丁目（TEL) 804-7750　(FAX) 804-7751
(メールアドレス) soujuen@utopia.ocn.ne.jp

福岡 100 プラザ西　：今宿青木（TEL) 891-2727　(FAX) 891-2784
(メールアドレス) fukujuen-fcs@aioros.ocn.ne.jp

●申込期間：令和７年２月 15 日（土）から２月 23 日（日･祝）まで

2/17(月)、2/23(祝)は休館日のため、メール、FAXのみ受け付けます。応募多数の場合は抽選となることがあります。

【その他の講座や催し】
福岡 100 プラザでは上記の教室の他、その都度参加を受け付ける講座や催しを開催しています。また、社会参加の相談に応じるコーディネーターが活動しています。随時市政だよりや、社会参加ポータルサイト“福岡オトナビ”でお知らせしていますので、右の二次元コードまたは「福岡オトナビ」で検索してご確認ください。

福岡オトナビ

施設の所在地

① 東区　100プラザ東

〒813-0003　東区香住ヶ丘1丁目9-1
TEL 092-671-2213
FAX 092-671-2214
アクセス
西鉄バス「女子大前」下車徒歩約15分
西鉄貝塚線「香椎花園前」下車徒歩約15分

② 博多区　100プラザ博多

〒812-0044　博多区千代1丁目1-42
（市営千代パピヨン住宅1階）
TEL 092-641-0903
FAX 092-641-0907
アクセス
ＪＲ「吉塚駅」下車徒歩約12分
地下鉄「千代県庁口」下車徒歩約12分
西鉄バス「千代1丁目」「堅粕1丁目」下車徒歩約7分

③ 中央区　100プラザ中央

〒810-0072　中央区長浜1丁目2-15
TEL 092-771-7677
FAX 092-716-0046
アクセス
西鉄バス「福祉センター前」下車徒歩約1分
西鉄バス「長浜1丁目」下車徒歩約3分
地下鉄「天神駅」下車徒歩約10分

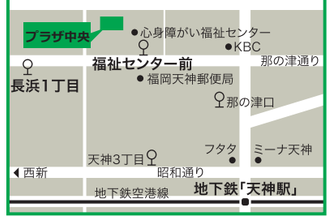

④ 南区　100プラザ南

〒815-0042　南区若久6丁目29-1
TEL 092-511-7255
FAX 092-511-7558
アクセス
西鉄バス「若久」下車徒歩約10分
西鉄バス「東若久」下車徒歩約5分

⑤ 城南区　100プラザ城南

〒814-0143　城南区南片江2丁目32-1
TEL 092-861-1123
FAX 092-861-1123
アクセス
西鉄バス「南片江六丁目」下車徒歩約2分
西鉄バス「南片江」下車徒歩約4分
地下鉄七隈線「福大前駅」下車徒歩約15分

⑥ 早良区　100プラザ早良

〒811-1101　早良区重留7丁目8-8
TEL 092-804-7750
FAX 092-804-7751
アクセス
西鉄バス「重留新町」下車徒歩約15分
西鉄バス「四箇田団地」下車徒歩約15分
西鉄バス「早寿園前」下車すぐ

⑦ 西区　100プラザ西

〒819-0162　西区今宿青木1043-31
TEL 092-891-2727
FAX 092-891-2784
アクセス
西鉄バス「三陽高校前」下車すぐ
西鉄バス「生の松原団地南」下車徒歩約5分
西鉄バス「福岡西陵高校前」下車徒歩約8分

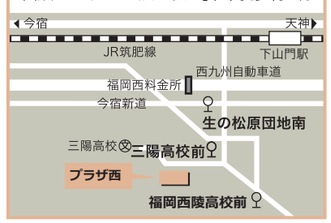

※福岡100プラザ機能強化に向けて順次改修工事を行っています。工事期間中は、各施設ごとに休館していますのでご利用前に各施設へお問い合わせください。

施設の目的	高齢者に関する各種相談、健康の増進や教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とした施設です。高齢者の社会参加の拠点と位置づけ、高齢期の社会参加、元気な活躍を応援する機能強化に取り組んでいます。
施設内容	大広間、研修室、和室　　ほか
利用対象者	市内に住む原則60歳以上の人、団体
事業内容	各種教養講座、各種相談事業など
利用料金	無料。ただし、教養講座で使用する教材費・材料費などは自己負担
研修室等の利用手続き	・研修室等を利用する場合には、希望する日の10日前までに福岡100プラザで利用申請を行い、利用許可証の交付を受けてください。 ・利用時、代表者は必ず利用許可証を携帯してください。

東区　申込：福岡100プラザ 東

シニア教室（会場、教室名）

【福岡100プラザ東】短歌、謡曲(観世流)、童謡・唱歌をうたう、俳句、やさしい囲碁、囲碁初級プラス、中級囲碁、健康麻雀(初級)、初級英語、中国語、切り絵、折り紙、絵手紙・水墨画、絵画、手芸、手編み、刺繍と小物作り、色の組み合わせを楽しむ、園芸、茶道(表千家)、世界遺産を学ぶ(前編、後編)、科学と暮らし、知って得する雑学、スマホ活用、健康のための温泉めぐり、大人こそ絵本、ジャズを楽しく聴く(火曜クラス、土曜クラス)、三味線、着付初級、太極拳、ストレッチ(寝て座って)、健康リズム体操、ソング＆リズム体操、いきいき3B体操、笑いヨガにこにこ体操、社交ダンス、フラダンス、はじめてのフラダンス、楽しいフラダンス、ステップアップフラダンス、スポーツダンス、やさしい大正琴、麻雀中級(A・B)、みんなと一緒に認知症予防

【老人いこいの家】

青葉	初級英語と英会話、囲碁	香椎浜	シニア囲碁	香陵	実用書道
香椎東	糸まりとさげもん	香椎下原	囲碁	名島	実用書道
香住丘	囲碁、よかよか花サロン	千早公園集会所	スマイル健康体操	八田	囲碁、将棋
箱崎	囲碁	筥松	囲碁	美和台北公園集会所	健康リズム体操
高齢者創作講座	染め花、パッチワーク				
高齢者健康いきいき教室	4月～7月の間毎月1回（毎月500円自己負担）				

博多区　申込：福岡100プラザ 博多

シニア教室（会場、教室名）

【福岡100プラザ博多】川柳、百人一首、楽しい韓国語会話、わくわく中国語、絵手紙、くらしの書、元気になるペン習字、華道、編物、三味線、やさしい太極拳、太極拳、笑顔De終活、認知症フレイル予防教室、初心者向け楽しいパソコン、民舞、レクリエーションダンス、手話ダンス、フォークダンス、リズムを楽しむフラメンコ、ソング＆リズム、健康体操、楽しい健康体操、カラオケ、リンパ＆腸活エクササイズ、ろっ骨エクササイズ～カキラ～

【老人いこいの家】

三筑	ウクレレ	冷泉	クラフトバンド制作	美野島	茶道
東月隈	書道	御供所	百人一首	住吉公園集会所	アコースティックギター、エレキギター、麻雀
高齢者創作講座	博多人形				

中央区　申込：福岡100プラザ 中央

シニア教室（会場、教室名）

【福岡100プラザ中央】詩吟、俳句、古典文学、現代文学、今様、英語初級、初心者楽しい韓国語会話、折り紙、押し花、かぎ針編み、創作手芸、筆ペン、茶道、絵画(初級・中級)、絵手紙＆水墨画、やさしい囲碁、将棋、ソフトダーツ、知れば得する老化トラブル策、トータル美容、三味線、ウクレレ、キーボードでピアノレッスン、ピアノ伴奏でみんなの歌、ピアノで歌おう、太極拳、フラダンス、社交ダンス、手話ダンス、ソング＆リズム体操、3B体操、ボイストレーニングと歌(初級・中級)、オールジャンルカラオケ塾、昭和歌謡を楽しもう(カラオケ)、コミュニケーション講座、認知症フレイル予防、話題のニュースを振り返る

【老人いこいの家】

南当仁	囲碁	笹丘	囲碁	舞鶴	謡曲（喜多流）
高齢者創作講座	手芸（編み物）				

南区　申込：福岡100プラザ 南

シニア教室（会場、教室名）

【福岡100プラザ南】短歌、川柳、俳句、写経、詩吟、絵画、水墨画、囲碁、ぬりえ・クラフト、エコクラフト、茶道(裏千家)、ジャズを楽しく聴こう(入門編)、マジック、たのしいオカリナ、三味線、フラダンス、社交ダンス、フォークダンス、いきいき体操、ソング＆リズム体操、健康のびのび体操、昔遊びと健康体操、笑顔で健康レクササイズ、ヨガ＆整体、カラオケ(火曜クラス、金曜クラス)、ナツメロ、カラオケ(水曜)、実用書道

【老人いこいの家】

弥永西	囲碁、ダーツ	東花畑	囲碁、練功十八法	西高宮	囲碁
長住中央公園集会所	フォークダンス	野多目	ギター教室	若久	囲碁、元気はつらつ体操、紙工作
西長住	将棋	鶴田	詩吟	高木	初級英会話
柏原	詩吟	老司	囲碁、エコクラフト	三宅	楽しい日常英会話
高齢者創作講座	園芸				

教室・講座の詳細や実施スケジュールなどは、各施設にお尋ねいただくか、福岡市のホームページからも確認ができます。下の二次元コードを読み取り、ご確認ください。

<シニア教室>

<高齢者創作講座>
<高齢者健康いきいき教室>

城南区　申込：福岡100プラザ 城南

シニア教室（会場、教室名）

【福岡100プラザ城南】詩吟・和歌・今様、詩吟・歌謡吟詠、相撲甚句、時事英語、脳トレ(中学英語)、絵手紙、水墨画入門、ぬりえクラフト、かな書道、茶道、フラワーアレンジメント、デザインアートフラワー、手あみしてみませんか、マジック、着付け、折り紙、リコーダー、三味線、クラシックギター、琴伝流大正琴、ハーモニカ、太極拳、かっぽれ、日本舞踊、演歌舞踊、H・B体操、シニアのストレッチ、エンジョイ・フラ、フォークダンス、社交ダンス、はじめよう！社交ダンス、にこにこ手話ダンス、すこやか手話ダンス、健康ダンス、みんなのカラオケ、唄うための音楽レッスン、レッツ！ミュージック、声の若返りレッスン、スローヨガ、はじめよう太極拳、尺八・ウインドシンセサイザー、編物、カラオケ昭和歌謡を楽しもう

【老人いこいの家】

		城南	囲碁	田島	囲碁
別府	将棋、囲碁、舞踊			七隈	囲碁
高齢者健康いきいき教室	4月～7月の間毎月1回（毎月500円自己負担）				

早良区　申込：福岡100プラザ 早良

シニア教室（会場、教室名）

【福岡100プラザ早良】俳句(初級)、俳句研究会、民謡、初級囲碁、囲碁(入門編)、そろばん、英文社説を読む、生け花、インテリアフラワー、ペン習字、書道、かな書道(初級・中級)、茶道、絵手紙(初級・中級)、水墨画、水彩画(初級・中級)、やさしいお天気教室、経済よもやま話、健康のための温泉めぐり、世界遺産を学ぼう、大正琴(初級・中級)、三味線、尺八、はじめてのハーモニカ、フォークギター、ウクレレ、粘土で作るお花、きもの着装(初級・中級)、太極拳、気功体操、いきいき健康ダンス、社交ダンス(初級・中級)、ソング＆リズム体操、笑いの健康体操、コーラス、健口歌トレーニング、太極柔力球

【老人いこいの家】

		有田	生け花	飯原	囲碁
野芥	大正琴	四箇田	書道	西新	書道
高齢者創作講座	陶芸				
高齢者健康いきいき教室	4月～7月の間毎月1回（毎月500円自己負担）				

西区　申込：福岡100プラザ 西

シニア教室（会場、教室名）

【福岡100プラザ西】俳句、詩吟、民謡、やさしい英会話、茶道、着付け、水彩画(A・B)、書道、実用書道、囲碁、粘土工芸、木目込人形、さげもん小物作り、三味線(初級・中級)、ハーモニカ、尺八、経済よもやま話、練功十八法、太極拳、花架拳、ＭＣＩ予防健康スポーツ、笑いヨガ、フラダンス、にこにこダンス、社交ダンス(金曜クラス、土曜クラス)、かっぽれと舞踊、ソング＆リズム体操、気功体操、コーラス、カラオケ、演歌カラオケ、宇宙・発酵・健康、クラシックギター(A・B)

【老人いこいの家】

壱岐南	囲碁	壱岐	囲碁	城原	囲碁
高齢者創作講座	手芸（編み物）				

資料２

令和７年度 シニア教室実施要項

１ 目的

高齢者の特技、知識を高齢者同士が教えたり、習ったりすることにより、社会参加の意識の昂揚、教養の向上及び相互の親睦を図り、高齢者の生きがいを増進する。

２ 対象者区分

教える人（講師）、習う人（受講者）としてこれを区分する。

３ 対象者

教える人、習う人とも市内居住の 原則60歳以上（令和８年３月時点）の者。

４ 実施期間・実施回数等

(1)実施期間は毎年４月から翌年３月までの１年間とする。
(2)原則として、年間を通じて行うこと。
(3)実施回数は１教室につき年間 42 回以内、月４回以内、週１回以内を限度とし、翌月への繰越は認めない。また１回につき原則１時間 30 分以上２時間以内とする。

５ 実施場所

福岡100プラザ(以下「プラザ」という。）又は老人いこいの家等において実施する。この他の実施場所については、市と指定管理者と協議の上決定する。
なお、実施方法について、オンライン配信等での実施も可とする。

６ 運営

教室の運営は、本実施要項に基づき、プラザの指定管理者が行う。

７ 募集方法

⑴ １年に１回教える人、習う人の募集を、期間を定めて行う。
⑵ 募集にあたっては、福岡市福祉局高齢福祉課と調整の上、市政だより等で広報を行う。
(3)申し込み先は教室を実施する区のプラザとする。
(4)開講を希望する教える人に対し、指定管理者より本実施要項を提示する。

８ 教える種目について

(1)プラザの施設内、老人いこいの家等で実施できる内容のものとする。
(2)次の種目は原則認めないものとする。
①新たにプラザ施設や備品等の整備を必要とする種目
②グラウンド・ゴルフやゲートボールなど屋外で実施するもの
③老人いこいの家でのカラオケ教室
④その他開設が困難であると判断したもの

９ 教える人の申込み及び開講の仮決定について

⑴ 開講を希望する教える人は、本実施要項の内容に同意の上、下記の申込事項を明記したシニア教室「教える人」申込書（様式１）をプラザの指定管理者に提出しなければならない。
①住所、氏名、年齢、連絡先の電話番号
②教えたい種目
③都合のよい曜日、時間
④希望場所

⑤経験または資格等
⑥教材費、原材料費が必要な場合、およその金額
⑦オンライン配信等での実施について
⑧その他必要な事項

⑵ 教える人は７プラザ及び全区の老人いこいの家を合わせて３教室まで申し込みができるものとする。

⑶ 老人いこいの家での実施を希望する者（前年度実施した者も含む。）は、事前に希望する老人いこいの家の鍵管理人に実施の承認を得た上で、シニア教室「教える人」申込書（様式１）に署名をとること。また、希望する老人いこいの家において、当該年度中に鍵管理人の変更が予定されている場合は、新しい鍵管理人が決まり次第、承認を得ること。

⑷ 指定管理者は、現在開設している教室及び過去において開設した教室のうち、次に該当する教室については、開講を希望する教える人の申込みを受け付けることができないものとする。
①福岡市立老人福祉センター条例施行規則第８条各号に規定する利用者の遵守事項を守らない教室
②福岡市立老人いこいの家条例施行規則第３条各号に規定する利用者の遵守事項を守らない教室
③12月末時点において、当初申込みをした「習う人」の６割以上が辞めた、又は、長期欠席している教室
④あきらかに教室としての運営がなされていないとみられる教室
⑤下記 10 に規定する「教える人の責務」を果たさなかった者

⑸ 指定管理者は、教える人の申込みを受け付けたあと申込書の内容を精査し、開講可能な年間実施回数を上限として教室開講の仮決定を行い、高齢福祉課に開講（予定・決定）一覧表（様式２－１）及び開講（予定・決定）種目別集計表(様式２－２)を提出すること。

10　教える人の責務

⑴ 年度当初の教室の開講日までに、教室の実施計画書をプラザへ提出し、毎月３日までに、前月の教室の実施報告書をプラザへ提出しなければならない。

⑵ 習う人から教材費、原材料費等を徴収する場合は、プラザに収支報告書を提出すること。

⑶ 教室を実施する場所の整理整頓に努めなければならない。

⑷ 教室の実施にあたってはプラザを管理する指定管理者の指示に従うこと。

⑸ 老人いこいの家の鍵管理人もしくは公民館との併設の老人いこいの家にあっては公民館長に、必要に応じて教室の利用計画表を提出すること。

11　講師謝礼

⑴ 教える人については謝礼金を支給するものとする。　金額については、１回（原則１時間 30 分以上２時間以内）あたり 2,100 円以内とし、毎年度教室開設数と予算額を検討して市が決定するものとする。

⑵ 教える人からの毎月の実施報告書に基づき、四半期ごとに教える人名義の口座に振り込むものとする。

⑶ 謝礼金は、実際に教室を行ったものに限り支払うものとする。（自習は支払いの対象外とする。）

12　習う人の申込みについて

⑴ 受講希望者は、申込書に必要事項を記入して提出しなければならない。（申込書は各プラザで作成するが、希望教室名のほか氏名、生年月日、年齢は記入必須事項とする。）

⑵ 習う人は７プラザ、全区の老人いこいの家を合わせてひとり３教室まで申込みができるものとする。

⑶ 申込み者が多い教室は新規申込者を優先のうえ抽選等を行い、指定管理者が習う人を決定する。

13　教室の開講

⑴ 教室は原則10人以上の習う人をもって開講の目安とする。

⑵ 定員については、種目内容や実施場所等を考慮の上、原則10人以上で指定管理者が決定する。

⑶指定管理者は高齢福祉課が指定する年間実施回数の範囲内で開講を決定し、教える人、習う人にその旨連絡すること。

⑷指定管理者は開講を決定した内容について、本実施要項「９　教える人の申込み及び開講の仮決定についての⑸」において、仮決定時に高齢福祉課に提出していた、様式２－１及び様式２－２を決定した内容に合わせて修正し、開講（予定・決定）一覧表（様式２－１）及び開講（予定・決定）種目別集計表(様式２－２)として高齢福祉課に提出すること。

⑸ 年度途中の教室の開講は認めない。

⑹ 指定管理者は、開講が決まった教室の教える人に、事前説明会を実施し、必要な事項を説明すること。

⑺指定管理者は、教室の開講が決定した場合、速やかに実施する老人いこいの家の鍵管理人に、当該老人いこいの家の開講予定表（様式３）をもって通知するものとし、　公民館併設の老人いこいの家で実施する教室については、講師・受講者名簿（様式４）をもって通知するものとする。

⑻ 指定管理者は、習う人が教室をのべ２か月以上無断欠席した場合又は習う人の都合によりのべ３か月以上欠席する場合は、受講者名簿から除籍することができる。

⑼ 習う人 1 人につき月１回の受講機会を確保することとする。

14　オンライン配信等での実施について

⑴ 指定管理者は、教える人と協議しながら、各プラザで対応可能な実施方法について、事前に決定しておくこと。なお、実施方法は毎回同じでなくても可とする。

⑵ 指定管理者は、教える人が **オンライン配信等**での実施を希望する場合は、実施に必要な環境を整えるよう努めなければならない。

15　ステップアップ支援について

⑴ ステップアップとは、各プラザの合同発表会以外の場で「各教室で制作した作品や『教える人』が制作した作品について販売、展示すること」「各教室の成果をステージ発表する」等のことである。

⑵ ステップアップ支援とは、教える人・習う人が上記ステップアップにチャレンジする場合に、相談したり、支援を受けたりすることができることをいう。

⑶ 指定管理者は、ステップアップ支援を希望する教室・コーディネーターと連携し、支援を実施すること。

※年度の途中からでも支援は希望できます。

16　受講料

習う人の受講料は無料とする。

ただし、必要な教材費、原材料費などは習う人が負担するものとする。

17　道具等の貸出し

教室運営に要する物品は、プラザに現存する物品を貸与することができる。

18　その他

⑴実施にあたっては、必要に応じプラザ内において合同の調整会議を行うものとする。

⑵指定管理者は管理するプラザの所在地の区の老人いこいの家で実施するものを取りまとめるこ

と。

⑶ 老人いこいの家の利用にあたっては、老人いこいの家鍵管理人もしくは公民館との併設の老人いこいの家にあっては公民館長、校区の老人クラブ会長等と連携をとりながら行うこと。

⑷ 指定管理者は、他の行事との日程調整や教える人の辞退等の運営上の理由がある場合、該当する教室を休講または閉講することがある。

⑸ 休館等により教室が使用できない期間については、指定管理者が教える人と協力して代替会場を確保する。

⑹ この要項に定めがない事項は市と指定管理者が協議の上決定するものとする。

令和７年度　高齢者創作講座・高齢者健康いきいき教室　実施要項

１　目的

高齢者が希望と能力に応じた講座・教室に参加することによって生きがいを高め、その生活を健康で豊かなものとすることを目的とする。

２　事業

(1)高齢者創作講座

専門家の指導により生産又は創造的活動を行う講座

(2)高齢者健康いきいき教室

高齢者が楽しみながら自然に健康増進に取り組めるプログラムを実施する教室

３　対象者

市内居住の 原則 60 歳以上（令和８年３月時点）の者が受講できる。

４　実施期間

(1)毎年４月から翌年３月までの１年間とする。

（高齢者健康いきいき教室は施設の改修期間中は休講）

(2)前項の規定にかかわらず、市が特に必要と認める場合は、実施期間を変更することができる。

５　実施場所

福岡 100 プラザ（以下「プラザ」という。）等において実施する。

なお、実施方法について、オンライン配信等での実施も可とする。

６　運営

講座・教室の運営は、本実施要項に基づき、プラザ各指定管理者が行う。

７　講座・教室の内容

実施プラザ名	高齢者創作講座	高齢者健康いきいき教室
東	染め花	歌と体操
	手芸（パッチワーク）	
博多	博多人形	
中央	手芸（編物）	
南	園芸、陶芸（令和７年度は休講）	
城南		歌と体操
早良	陶芸	歌と体操
西	手芸（編物）Ａ	
	手芸（編物）Ｂ	

※高齢者健康いきいき教室については、令和７年度は各プラザ改修予定のため、

東・城南・早良は４月から実施とし、その他は工事の状況により決定する。

８　実施回数

(1)高齢者創作講座

原則として、１クラス年間 48 回以内、月４回以内、週１回を限度とし、１回につき２時間以内とする。

(2)高齢者健康いきいき教室

施設の改修期間を除き、原則として、１クラス年間４回、月１回とし、１回につき１時間 30 分とする。

これにより難い場合は、別途市と協議する。

※令和７年度は各プラザ改修予定のため、東・城南・早良は４月から実施とし、その他は工事の状況により決定する。

９　講師及び助手

(1) 高齢者創作講座

①１講座につき講師１名。受講人数が10名を超える場合、助手１名を置くことができる。

②下記のとおり謝礼金等を四半期ごとに支払う。ただし、謝礼金は、実際に講座を行った場合に支払うものとする。（休講・自習は謝礼金支払いの対象外とする。）

講師謝礼金 （陶芸以外）	助手謝礼金
１時間あたり2,910円	１時間あたり1,730円

(2)高齢者健康いきいき教室

①福岡市が指定する事業者に委託して実施する。

②１講座につき講師１名。必要に応じて、助手を置くことができる。

③下記のとおり機器賃借料を支払う。

機器賃貸料
月額27,500円

10　受講者の募集

(1) １年に１回期間を定めて行う。

(2)前年度の受講者が最低受講人員に満たない講座については、次年度の募集を行わない。

(3)募集にあたっては、福岡市福祉局高齢福祉課と調整の上、市政だより等で広報を行う。

(4)申し込み先は講座・教室を実施する各プラザとする。

(5)受講を希望する者は、必要事項を記入した受講申込書（様式１）を提出しなければならない。

(6)高齢者創作講座の受講については、原則２年とし、定員を超える場合は新規の者および１年目の受講終了者を優先することとして抽選等により受講者を決定するものとする。なお、１年目の受講終了者は新規の者に優先する。

(7)高齢者健康いきいき教室の受講については、原則１年とし、定員を超える場合は新規の者を優先することとして抽選等により受講者を決定するものとする。

(8)前項の規定にかかわらず、市が特に必要と認める場合は、受講者の募集方法を変更することができる。

(9)プラザは、受講決定者に対し、受講決定通知書（別紙文例）をもって通知する。

11　講座・教室の開講

(1)高齢者創作講座

①最低受講人数は各講座・教室10名とし、新規の者および１年目の受講終了者を対象とする。

②受講者募集の結果、最低受講人数に満たない講座は、原則として開講できない。

③定員については、講座で使用する場所の広さ等により各プラザで定めるものとする。

④高齢者創作講座について、１講座の受講人数が20名を超える場合は、講師と協議の上、２クラスを限度に分けることができる。

(2)高齢者健康いきいき教室

定員については、講座で使用する場所の広さ等により委託事業者と協議して定めるものとする。

12　オンライン配信等での実施について

(1)指定管理者は、教える人と協議しながら、各プラザで対応可能な実施方法について、事前に決定しておくこと。なお、実施方法は毎回同じでなくても可とする。

(2)指定管理者は、教える人がオンライン配信等での実施を希望する場合は、実施に必要な環境を整えるよう努めなければならない。

13　受講料

(1)高齢者創作講座

受講料は無料とする。ただし、必要な教材費、原材料費などは受講者が負担するものとする。

(2)高齢者健康いきいき教室

①受講料は１回500円とし、その他教材費、原材料費が発生する場合は受講者が負担する。

②受講料については事業者が徴収する。

14　展示会等の開催

(1)高齢者創作講座

創作品の展示会など作品発表の機会を年１回以上確保し、各プラザにおいて実施するものとする。

15　その他

(1)実施にあたり必要がある場合は、プラザ合同の調整会議を開催する場合がある。

(2)休館等により教室が使用できない期間は、指定管理者が講師の意向を踏まえ、代替会場を確保する。

(3)この要項に疑義がある場合や定めがない事項については、市と指定管理者が協議の上決定する。

資料３

業務委託契約一覧（令和6年度）

1. 各プラザで負担し支払った金額であり、併設施設においては、一括して契約したもののうち福岡100プラザで負担した額である。
2. 清掃業務のなかには施設消毒や貯水槽の清掃、カーペットクリーニング、洗剤やトイレットペーパー等の消耗品が含まれている場合がある。
3. プラザ博多、南、西については、令和6年度中改修工事に伴う休館期間が生じているため、一部業務（二重下線）について9ヶ月分の負担となっている。

単位：円

業務委託	プラザ東	プラザ博多 ※休館3ヶ月	プラザ中央	プラザ南 ※休館3ヶ月	プラザ城南	プラザ早良	プラザ西 ※休館3ヶ月
清掃業務		2,157,490	3,597,000		2,683,824		2,858,900
清掃業務及び貯水槽清掃業務	4,151,400			2,244,330		3,326,400	
清掃業務及び井水受水槽清掃業務							
清掃業務、受水槽清掃業務及び水質検査							
受付業務	3,643,200	3,138,300	3,643,200	3,138,300	3,600,000	3,643,200	3,138,300
警備業務（機械）	198,000	132,000	204,600	264,000	51,163	179,520	158,400
駐車場整理業務				834,174			
施設保安業務							1,336,500
機械設備操作及び施設保守管理業務							
植樹管理	323,400	59,688		611,160	227,916	271,711	542,300
建築物定期点検業務	99,000	121,000	110,000	99,000	125,290	99,000	143,000
消防用設備保守点検業務	140,800	71,500	181,500	140,800	33,660	51,425	184,800
空調設備保守点検業務	266,134	385,000	290,400	233,090	336,600		330,000
ボイラー保守点検業務							
ボイラー及び空調設備保守点検業務						579,700	
施設害虫消毒					74,800		364,100
水質検査、施設害虫消毒	187,000			144,100			
第一種圧力容器性能検査及び点検業務							
自動扉保守点検業務	126,500	110,000	49,500	63,252		79,200	78,100
エレベーター保守点検業務	396,000		580,800	396,000	336,600	607,200	554,400
自家用電気工作物保安管理業務 （※）	184,800	132,000	184,800	158,400	121,176	157,668	184,800
蓄圧式給水タンク保守点検業務							
汚水清掃業務							134,200
受水槽清掃及び水質検査		82,500					
受水槽点検					29,920		
貯水槽清掃			53,922				
給排水設備清掃，水質検査							
水質検査			9,870				
循環ろ過装置及び配管清掃							
水道検査							17,315
防火対象物検査							
電動シャッター保守点検業務		72,600					
業務用熱源機保守点検業務							
経理・労務顧問料		590,700	590,700		1,570,000	79,200	496,320
その他委託料		132,000					
業務委託料合計	**9,716,234**	**7,184,778**	**9,496,292**	**8,326,606**	**9,190,949**	**9,074,224**	**10,521,435**
ごみ処理料		**48,870**	**83,520**		**88,610**		**51,260**
合　　計	**9,716,234**	**7,233,648**	**9,579,812**	**8,326,606**	**9,279,559**	**9,074,224**	**10,572,695**

資料　4

清掃作業内容

1　日常清掃（開館日）

名　　称	清　　掃　　仕　　様
ビニール系素材	モップ清掃の他、床面は常にワックス研磨と同様の状態に努め、美観を欠くことのないようにすること。
磁器タイル	水洗い、水拭きにより常に汚染箇所がない状態に努めること。
タイル カーペット	真空掃除機を用い清掃を行い、常に汚染箇所がないよう努めること。
畳	真空掃除機を用い清掃を行い、汚染程度により水拭きを行うこと。
木　　造	モップ清掃により磨き上げること。
便　　所 洗　面　所	汚染程度により薬液等を用い清掃し、清潔な状態に努めること。

2　定期清掃（月１回）

名　　称	清　　掃　　仕　　様
ビニール系素材	洗浄液を用い全面ポリシャーで洗浄のうえ汚水を拭き取り、十分乾燥のうえ水性ワックスを用い均等に塗布し、ポリシャーで艶出し仕上げをすること。なお、汚水・清掃水等は絶対に玄関周り及び洗面所・便所等に搬入しないこと。
畳	水拭きにより行うこと。
ガラス清掃	水で汚点及び塵芥を除去し、乾燥した布で拭きあげること。なお、汚点が著しい箇所は洗剤等を使用し、むらのないように仕上げること。
タイル カーペット	真空掃除機を用い清掃を行い、汚点が著しい箇所は洗剤を使用し除去すること。
セントラル 電話機消毒	取り替えについては、係員に確認を求めること。

3　定期清掃（年１回以上）

名　　称	清　　掃　　仕　　様
大広間・ ステージ	モップによる清掃、ワックス清掃を行うこと。 ※大広間については、畳のプラザは除く。

4　定期清掃（年２回以上）

名　　称	清　　掃　　仕　　様
タイル カーペット	機械、洗剤等を使用し、クリーニングを行い、しみなどの汚染箇所があればしみ抜きを行う。しみ抜き完了後は、汚れ防止剤を施行すること。

※トイレットペーパー、ビニール袋消耗品関係含む。

5　施設消毒

名　　称	清　　掃　　仕　　様	備　考
殺 菌 消 毒	スミチオン乳剤による害虫防除	月１回
害 虫 消 毒	テルメトリン乳剤による害虫防除	年２回

資料　5

行政財産目的外使用許可一覧表（令和6年度）

※自動販売機を除く

プラザ名	使用目的	使用者	許可期間	電気料など
東	高速無線通信基地局	Wireless City Planning㈱	R5.4～R8.3	電気料の実費相当分（子メーター有）
中央	携帯電話基地局	㈱NTTドコモ	R4.4～R7.3	なし（事業者で別途電線引込）
城南	本柱1	西日本電信電話㈱	R4.4～R7.3	なし

資料 6

光熱水費の支払状況（令和5年度、令和6年度）

※令和6年度のプラザ博多、南、西は、令和7年1月～同年3月まで改修工事に伴う休館のため、同期間は基本料金のみの支払いとなっている

単位：円

電気

	プラザ東	プラザ博多	プラザ中央	プラザ南	プラザ城南	プラザ早良	プラザ西
R5	1,586,193	805,330	2,450,103	1,348,160	1,913,318	2,670,437	551,125
R6	1,829,428	768,483	2,736,404	1,318,718	1,970,187	3,081,634	366,343

※ プラザ中央と舞鶴保育園は、全使用量を53：47で按分。

※ プラザ城南と城南フレンドホームは、全使用量を68：32で按分。

ガス

	プラザ東	プラザ博多	プラザ中央	プラザ南	プラザ城南	プラザ早良	
R5	33,777	805,930	10,261	56,331	35,877	12,396	
R6	0	461,562	0	0	35,452	3,073	0

※ プラザ東・中央・南は、令和6年度以降ガスの使用なし。

※ プラザ城南と城南フレンドホームは、全使用量を2：8で按分。

※ プラザ西は、西部工場の余熱を利用。

上下水道

	プラザ東	プラザ博多	プラザ中央	プラザ南	プラザ城南	プラザ早良	プラザ西
R5	343,576	63,262	357,941	267,936	546,179	863,360	422,365
R6	291,493	50,390	404,164	239,511	514,285	813,576	309,335

※ プラザ中央と舞鶴保育園は、保育所の子メーターの数値をもとに、それぞれの施設分を算出。

※ プラザ城南と城南フレンドホームは、全使用量を68：32で按分。

燃料費・その他

						プラザ早良	
内　訳						灯油	
R5						14,641	
R6						0	

光熱水費総計

	プラザ東	プラザ博多	プラザ中央	プラザ南	プラザ城南	プラザ早良	プラザ西
R5	1,963,546	1,674,522	2,818,305	1,672,427	2,495,374	3,560,834	973,490
R6	2,120,921	1,280,435	3,140,568	1,558,229	2,519,924	3,898,283	675,678

資料　7

西部工場運動施設内駐車場および場内通路管理規定

（趣旨）

1　この規定は、福岡市西部工場運動施設管理要綱第 12 条の規定に基づき、環境局西部工場敷地内の運動施設（以下「運動施設」という。）の駐車場および場内通路（以下「駐車場等」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。この管理規定に定める区域は別図のとおりとする。

（駐車場等の利用）

2　駐車場等は、西部工場長が予め駐車を許可した自動車（以下「許可自動車」という。）、運動施設およびリサイクル・プラザの利用者（以下「施設利用者」という。）およびプラザ西の来場者（以下「来場者」という。）が利用できるものとし、優先順位は次のとおりとする。

(1)駐車場等の利用は、許可自動車および施設利用者の利用を優先する。

(2)来場者は、許可自動車および施設利用者の利用に支障のない範囲において駐車場等を利用できるものとする。

(3)来場者が駐車場等を利用できる時間は、プラザ西の利用時間内とする。

(4)施設利用者が駐車場等を利用できる時間は、運動施設の利用時間内とする。

（駐車場等利用の制限）

3　西部工場長は、駐車場の管理に支障があるなどその他必要に応じ駐車場等を閉鎖、若しくは利用を制限し、または拒否することができる。

（遵守事項）

4　駐車場等を利用する者は、関係法令の定めによるほか、次の事項を遵守しなければならない。

(1)運転中は事故防止に努め、安全な速度で走行すること。

(2)駐車にあたっては区画内に正確に止め、はみ出し駐車をしないこと。

(3)標識および係員の指示にしたがうこと。

(4)駐車中はエンジンを停止し、扉等に施錠をし、盗難予防を講じておくこと。

（禁止行為）

5　駐車場等では次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)場内通路に駐車すること。

(2)他の自動車の駐車を妨げること。

(3)駐車場等の施設または設備その他の物件を汚損し、または破損すること。

(4)その他駐車場等の管理に支障を及ぼすおそれのある行為。

（損害賠償）

6　駐車場の使用不使用にかかわらず駐車場等の施設または設備その他の物件を破損し、または消失させた者はその損害を賠償しなければならない。

（免責）

7　福岡市は、駐車場等において盗難によって生じた損害、福岡市が管理する自動車以外どうしの接触または衝突によって生じた損害、その他不可抗力によって生じた損害について賠償の責めを負わないものとする。

（規定の改正）

8　西部工場長は必要に応じこの規定を改正できるものとする。

（その他）

9　この規定に定めるもののほか、駐車場等の管理について必要な事項は、西部工場長が決定する。なお、西部工場長が必要と認める場合は、この管理規定にかかわらず緊急に閉鎖、通行止め、駐車不可を命令し、若しくは第三者を含め駐車を許可できるものとする。

（適用期日）

10　この規定は、平成５年４月１日から適用する。

（平成６年９月１日改正）

（平成２７年９月１日改正）

資料 8

福岡100プラザ利用状況一覧（令和4年度～令和6年度）

●開館日数

単位：日

	東	博多	中央	南	城南	早良	西
令和4年度	294	291	318	294	292	308	292
令和5年度	297	294	321	297	295	312	295
令和6年度	291	295	291	291	292	297	289

●年間利用者数（延べ人数）

単位：人

	東	博多	中央	南	城南	早良	西	全市
令和4年度	33,487	12,085	12,919	18,249	24,823	17,012	10,406	
令和5年度	37,917	14,857	20,825	24,791	32,673	21,316	18,032	
令和6年度	41,459	17,167	23,781	25,037	35,535	22,732	20,963	213

●一日あたりの利用者数（延べ人数）

単位：人

	東	博多	中央	南	城南	早良	西
令和4年度	114	42	41	62	85	55	36
令和5年度	128	51	65	83	111	68	61
令和6年度	142	58	82	86	122	77	73

●年間来館者数（延べ人数）

単位：人

	東	博多	中央	南	城南	早良	西
令和4年度	26,131	10,696	11,655	14,041	22,565	15,571	9,888
令和5年度	31,516	12,166	19,800	19,876	30,516	20,166	17,680
令和6年度	57,647	22,862	31,455	33,917	53,081	35,737	27,568

●一日あたりの来館者数（延べ人数）

単位：人

	東	博多	中央	南	城南	早良	西
令和4年度	89	37	37	48	77	51	34
令和5年度	106	41	62	67	103	65	60
令和6年度	198	77	108	117	182	120	95

●団体利用状況

		東	博多	中央	南	城南	早良	西
令和4年度	件数	203	21	350	246	285	144	28
	利用者数（人）	2,014	184	2,611	1,906	2,350	1,511	371
令和5年度	件数	266	31	463	239	326	150	54
	利用者数（人）	2,222	278	4,705	1,961	3,055	1,503	850
令和6年度	件数	273	62	347	142	404	217	54
	利用者数	2,099	491	4,024	1,168	4,078	2,014	946

●シニア教室の実施状況（福岡100プラザ・老人いこいの家）

		東	博多	中央	南	城南	早良	西
令和4年度	教室数	67	40	50	45	46	48	37
	実施回数	1,722	921	950	1,210	1,298	1,099	805
	延参加者数（人）	16,966	6,438	7,125	9,906	14,689	9,811	7,053
令和5年度	教室数	64	35	40	46	47	43	35
	実施回数	1,813	879	1,029	1,456	1,557	1,187	962
	延参加者数（人）	18,765	7,860	10,308	14,431	18,805	11,669	13,255
令和6年度	教室数	65	38	48	46	49	48	39
	実施回数	1,695	874	2,695	1,362	1,620	1,248	1,130
	延参加者数（人）	20,849	9,722	14,729	16,482	21,582	14,217	15,846

●高齢者創作講座の実施状況

		東	博多	中央	南	城南	早良	西
令和4年度	実施回数	40	44	41	87	86	46	83
	延参加者数（人）	335	355	281	809	687	395	680
令和5年度	実施回数	79	31	45	92	90	48	76
	延参加者数（人）	611	253	334	998	685	361	582
令和6年度	実施回数	69	40	45	33	0	0	73
	延参加者数（人）	797	339	347	161	0	0	634
令和6年度に実施した講座		染め花 パッチワーク	博多人形	編物	陶芸(休講) 園芸	－	陶芸(休講)	編物（2）

●相談事業

		東	博多	中央	南	城南	早良	西
令和4年度	相談種数	4	5	5	4	5	5	1
	実施回数	346	41	34	337	73	321	3
	延相談者数（人）	233	143	68	512	161	25	5
令和5年度	相談種数	4	2	4	4	4	4	2
	実施回数	348	19	42	339	85	333	5
	延相談者数（人）	254	101	60	489	96	52	14
令和6年度	相談種数	6	4	3	4	5	7	4
	実施回数	353	22	36	333	123	320	41
	延相談者数（人）	213	100	56	526	157	44	103